6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : ABE Ken Vice Director-General, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the Contract : Construction works of shipping routes anchorage (Buried) ancillary facilities in the Hattaro・Kawaragi area, Port of Hachinohe
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00　5 April 2023
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 13 : 00　26 May 2023 (tenders brought with 13 : 00　26 May 2023 or submitted by mail : 13 : 00　26 May 2023)
⑹　Contact point for tender documentation : OIKAWA Shuya, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 3―3―1 Honcho, Aoba-ku, Sendai-city, Miyagi-pref 980―8602 Japan. TEL 022―716―0013

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和５年３月３日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　前田　信弘
◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13
1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　（修）交通管制中央装置工事2023－１－１
⑶　工事場所　東京都千代田区平河町二丁目他27箇所
⑷　工事内容　交通管制中央装置等の更新工事
①　交通管制中央装置（平河町）ハードウェア更新工事
②　交通管制中央装置（バックアップセンター）ハードウェア更新工事
③　統合端末、調書入力端末ハードウェア更新工事
④　交通管制中央装置ソフトウェア更新工事
⑤　配線工事、試験調整工事
⑥　既設撤去、配線撤去工事
⑸　工期　契約締結日の翌日から1260日間
⑹　その他
①　本工事は、入札参加希望者が提出する技術資料及び工事費内訳書を総合的に評価して入札参加者を選定し、次に入札参加者から詳細工事費内訳書を求め、交渉を行った後、競争入札により価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案価格交渉方式（機器製作タイプ）の対象工事である。
②　技術提案の範囲は、以下のとおりとする。
・工事目的物（数量、機能、性能、系統及び設置空間等）の変更を伴わない範囲とする。
③　本工事は、競争参加確認申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては５⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式１）を提出するものとする。
④　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日制工事（発注者指定方式）である。
⑤　技術資料の提出は、原則郵送（やむを得ない場合は持参も可とする）により行うものとする。なお、郵送により提出する場合は書留郵便等の配達の記録が残るものに限り、郵送提出する旨を事前に５⑴に示す担当部局に連絡するものとする。
⑥　その他については、電子入札留意事項によることとする。
2　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。（詳細は「入札説明書」に記載）。
⑵　首都高速道路株式会社における「電気通信工事」に係る2021・2022年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上である単体又は1,100点以上である代表者と1,050点以上である構成員で構成された２者若しくは３者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「電気通信工事」に係る2021・2022年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上である単体又は1,100点以上である代表者と1,050点以上である構成員で構成された２者若しくは３者の共同企業体であること。
⑶　単体又は共同企業体の代表者、及び共同企業体の代表者以外の構成員は、いずれも2007年度以降に、以下に掲げる工事完工実績を有すること。
・道路交通又は公共交通に関する中央装置を自ら製作し、あわせて据付け及び調整を行う工事
上記工事は2007年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。
⑷　次の①から③に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、及び現場代理人（以下「配置予定技術者」という）を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場施工着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場施工着手日は、令和５年９月29日（金）を予定している。
①　主任技術者及び監理技術者は、以下のア～エのいずれかの要件を満たすこと。
ア　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条第１項の規定による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」とした者に限る。）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者
イ　電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第46条第３項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し５年以上実務の経験を有する者
ウ　建設業法第７条第２号イで定める者（電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者。）
エ　建設業法第７条第２号ロで定める者、かつ、２年以上指導監督的な実務の経験を有する者
②　監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証（電気通信工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　配置予定技術者のうち少なくとも１名は、2007年度以降に以下に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、工事の経験における従事役職は問わない。
・道路交通又は公共交通に関する中央装置の据付け及び調整を行う工事
上記工事は2007年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。
⑸　機器の故障・システム障害時における保守技術支援体制が確立されていていること。
⑹　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は「入札説明書」に記載）。
⑺　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑻　共同企業体を構成する場合においては、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。
①　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実